

東総R02-030号
令和 3年2月25日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年9月10日付け東総R02-016号をもって申請し、令和2年12月21日付け東総R02-023号をもって補正申請した東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター 東芝教育訓練用原子炉施設（TTR-1）保安規定変更認可申請について、下記のとおり補正いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 変更の理由

- ・誤記訂正

4. 変更の内容

別紙1のとおり

5. 附則

この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 TTR-1 保安規定変更の補正 新旧対照表

補正前 (変更申請)	補正後	備考
<p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 検査員は、TTR-1の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。ただし、(1)ハ 予定期間については、この限りではない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (策定した場合) <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準 <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、原子炉主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 検査員は、TTR-1の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。ただし、(1)ハ 予定期間については、この限りではない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (策定した場合) <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準 <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、原子炉主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p>	<p>・ 誤記訂正</p>
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第17条 検査員は、TTR-1の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第17条 検査員は、TTR-1の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 	

<p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前事業者検査成績書を作成し、原子炉主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p>	<p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前事業者検査成績書を作成し、原子炉主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p>	<p>・ 誤記訂正</p>
--	--	---------------